

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 9 号
2 0 1 6 年 4 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「障害者差別解消法」施行に関する申し入れ

2016年4月1日、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行された。この法律の目的は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や行政機関、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置について定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることとしている。

また、国や地方公共団体に限らず民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止し、民間事業者においては、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり条件をつけたり、また障害のある方から配慮等を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められている。

よって、法律の趣旨に沿って社内で適用していくために以下のとおり申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 「障害者差別解消法」の趣旨に関して全社員への周知を行うこと。
2. 障害を持った社員への周知を丁寧に行うこと。また、障害者から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、支障になることを改善するために必要な配慮「合理的配慮」（例えば、オストメイトトイレの設置等）を行うこと。
3. 事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある（障害者雇用率制度）。4月1日以降、民間企業の法定雇用率が1.8%から2.0%へと変更された。会社の法定雇用率を明らかにすること。
4. この法律の意義を会社全体で適用するにあたり社内のマニュアル（要領・規定）が必要と考える。社内のマニュアル（要領・規定）作成についての見解を明らかにすること。

以上